

重要事項説明書

当施設が提供する介護老人保健施設サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

施設の名称	みかたはら介護老人保健施設
施設の所在地	静岡県浜松市中央区三方原町 675-6
電話番号	053-438-5886
FAX番号	053-438-5887
代表者 職名・氏名	施設長 渡辺 基
介護保険事業所番号	2257180121
指定年月日	平成31年2月1日

要介護者等への温かい愛情のもとに、心身と健康維持に努めること。施設と地域社会の和の中、要介護者等が安心して生活できる環境を創るとともに機能訓練等のサービスにも心がけ、要介護者等の社会復帰を目指す力をそぞろ施設にする。

5 利用料金

(1) 当施設の介護老人保健施設サービスの提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する利用料金は、原則として基本料金の1割～3割、食事代の（1日 2050円）居住費（相部屋1日 500円・個室1日 1640円）です。なお、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額（第1段階300円/日・第2段階390円/日・第3段階①650円/日・第3段階②1360円/日）になります。また、居住費についても負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。（相部屋の場合、第1段階0円/日・第2段階370円/日・第3段階370円/日、個室の場合第1段階490円/日・第2段階490円/日・第3段階1310円/日）になります。

○ 基本料金

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。下記は1日あたりの自己負担分です。）

	多床室	従来型個室
要介護度1	793単位	717単位
要介護度2	843単位	763単位
要介護度3	908単位	828単位
要介護度4	961単位	883単位
要介護度5	1012単位	932単位

その他、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日51単位、サービス提供体制加算として1日6単位、夜勤職員配置加算1日24単位、介護職員等処遇改善加算V13は、基本料金と加算を加えた単位数に加算率3.1%を乗じた分 地域区分7級地（浜松市）として地域加算率（10.14）を乗じた1割～3割が自己負担となります。

○ この他、「指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生省告示第21号）に規定される介護保健施設サービスを受けた場合は、一定の料金を負担していただきます。

（2） その他の費用（内容：別紙1に詳細記載）

特別な食事の提供に要する費用、理美容代、その他の日常生活において通常必要とされる費用はあなたの負担となります。

（3） 料金の支払方法

あなたが当施設に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月20日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、その月の末日までにお支払いください。支払方法は、口座振替、銀行振込とし、入所時のご契約の際にご選択ください。

（4） キャンセル料

あなたの都合により介護老人保健施設サービスをキャンセルした場合には、下記の料金を頂きます。キャンセルする場合は、至急当施設に連絡してください。

ア 入所前のキャンセルの場合 無料

イ 入所中のキャンセルの場合あなたが中途退所を希望する場合などは、退所までの利用料金を支払っていただきます。

（5） その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、担当の市町村の窓口に提出して差額（介護保険適用部分の9割）の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

（1） 利用開始

○ 当施設に電話でお申し込みください。当施設の担当職員が介護老人保健施設サービスの内容等についてご説明します。療養室に空き部屋があればご入所いただけます。

○ この説明書によりあなたの同意を得た後、当施設の介

2 施設の職員の概要

3 施設の設備概要

職種	員数	備考
職種	員数	
管理者	1人	
医師	1人	
薬剤師	0.3人	
看護職員	9人	
介護職員	25人	
支援相談員	3人	
理学療法士	1人	
管理栄養士	1人	
介護支援専門員	1人	
定員	入所 100名 短期入所 空床利用(上限15名までとする。)	
療養室	4人部屋 18室 (1室 33.33m ² ～34.95m ²) 2人部屋 6室 (1室 19.83m ²) 個室 16室 (1室 12.96m ² ～13.61m ²)	
浴室	○ 一般浴槽 ○ 特殊浴槽	
機能訓練室	113.13m ² (内法 103.18m ²) 1階	
食堂・談話	107.47m ² (内法 102.84m ²) 各2階・3階	
その他の設備	○ 診察室 ○ レクリエーションルーム ○ その他 エレベーター 2基 空気脱臭のマイナスイオン発生装置を完備	

4 介護老人保健施設サービスの運営の方針

護支援専門員が施設サービス計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

ア あなたの都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2日前までに文書で申出てください。

イ 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の10日前までに、文書によりあなたに通知します。

ウ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

・あなたが他の介護保険施設に入所した場合。

・あなたの要介護度が非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合

・あなたが亡くなったとき

エ その他

・当施設が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当施設が閉鎖した場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

・あなたがサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、あなたが当施設に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為・反社会的行為を行った場合、病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な介護老人保健施設サービスの提供が困難と判断された場合、天災・災害等で、施設の設備の故障その他やむを得ない理由にて施設利用が、出来ない場合は、文書等であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 サービス利用に当たっての留意事項

○面会	対面、オンライン面会(平日13:30~14:30)
○外出、外泊	事前に申込みが必要です。
○飲酒、喫煙	原則として禁止します。
○火気の取扱い	火元の持込は原則として禁止します。
○金銭の管理	ご家族での管理をお願いします。
○所持品の持込	貴重品及び、危険物の持込は禁止します。
○宗教活動	布教活動等及び、広報活動は禁止します。
○ペット	原則的に禁止します。
○迷惑行為	他者への威嚇、暴力・金品の貸借等
○その他	外泊・外出時の他の医療機関への受診は、入所者証明書を提示すると共に、必ず施設へご連絡下さい。

8 サービスの内容

当施設があなたに提供するサービスは以下のとおりです。

ご利用期間：契約書の第3条の契約期間内
内 容：食事・朝食 7:30~・昼食 11:30~・夕食 17:00~
排せつ・入浴、清拭(週2回以上)・機能訓練
医療、看護・離床・着替え・整容・理美容
特別な食事・特別な療養室

- サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、あなたに分かりやすいように説明します。
- サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払います。

9 担当の職員

あなたを担当する当施設の代表従業者は以下のとおりです。

医師	渡辺 基
薬剤師	可知 茂男
看護職員	飯嶋 貴子
介護職員	佐々木 明子
支援相談員	松本 弘昭
理学療法士	西村 圭志
管理栄養士	山内 健吾
介護支援専門員	守屋 陽子

10 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力いただいている。

・協力医療機関

- ・名 称 聖隸三方原病院
- ・住 所 静岡県浜松市中央区三方原町 3453
- ・名 称 浜松赤十字病院
- ・住 所 静岡県浜松市浜名区小林 1088-1
- ・協力歯科

・名 称 グリーンデンタルクリニック
・住 所 静岡県浜松市中央区三方原町 1408-3

非常災害対策

非常対応時	別途定める「みかたはら介護老人保健施設の消防計画及び地震防災応急計画」にのっとり対応を行います。		
平時訓練等の	別途定める「みかたはら介護老人保健施設の消防計画及び地震防災応急計画」にのっとり、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、通所者の方も参加して実施します。		
防災設備	設備名称	個数等	設備名称
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター
	避難階段	2個所	屋内消火栓
	自動火災報知機	あり	非常通報装置
	誘導灯	あり	漏電火災報知機
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源
カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画	消防署への届出年月日	平成25年6月1日	防火管理者
			渡辺 基

12 苦情処理

あなたは、当施設の介護老人保健施設サービスの提供について、いつでも苦情を申立てることができます。あなたは、当施設に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

窓口担当者： 支援相談員・松本 弘昭

ご利用時間：毎日午前8時30分～午後5時

ご利用方法： 電話 053-438-5886
： 面接 電話予約してください。

この他、浜松市や国民健康保険団体連合会窓口、各区役所に苦情を申立てることができます。

浜松市 担当窓口 介護保険課

電話番号 053-457-2374

国民健康保険団体連合会 担当窓口 苦情相談窓口

電話番号 054-253-5590

中央福祉事務所 長寿支援課 中央区役所内 053-457-2324

東行政センター内 053-424-0184

西行政センター内 053-597-1119

南行政センター内 053-425-1572

浜名福祉事業所 長寿保険課 浜名区役所内 053-585-1122

北行政センター内 053-523-1144

天竜区福祉事務所 天竜区役所内 053-922-0065

付則 この重要な事項の実施は、令和6年1月1日とする。

この重要な事項の実施は、令和6年2月1日とする。

この重要な事項の実施は、令和6年4月1日とする。

この重要な事項の実施は、令和6年6月1日とする。

この重要な事項の実施は、令和6年10月1日とする。

令和6年 月 日

(施設) 介護老人保健施設サービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県浜松市中央区三方原町 675-6

名 称 みかたはら介護老人保健施設

説明者 松本 弘昭

印

(入所者) この説明書により、介護老人保健施設サービスに関する重要な事項の説明を受けました。

住 所

氏名

印

(代理人)

住 所

氏名

印